

## 平成 30 年 7 月豪雨に伴う労災保険、労働保険料の適用徴収に関する Q & A

平成 30 年 7 月に伴い、労働保険料の納期限の延長措置等を実施しておりますので、この Q & A をご参照いただければと考えております。

なお、個別の事案ごとの具体的な取扱いやご相談は、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

### 【目次】

#### 1. 適用徴収業務関係

##### (申告・納期限の延長関係)

- Q 1 労働保険料の納期限の延長措置とは何ですか。 . . . . . P. 1
- Q 2 いつまで延長されるのですか。 . . . . . P. 1
- Q 3 延長後の具体的な納期限を教えてください。 . . . . . P. 1
- Q 4 労働保険事務組合ですが、延長後の具体的な納期限を教えてください。 . . . . . P. 2
- Q 5 豪雨による被害を受けました。納期限を延長したいのですが、申請等は必要ですか。 . . . . . P. 2
- Q 6 指定地域以外に事業場があり、豪雨により被害を受けています。納期の延長措置は受けられますか。 . . . . . P. 2

##### (納付の猶予関係)

- Q 7 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。 . . . . . P. 2
- Q 8 「納付の猶予」の条件である「相当の損害」とは、どの程度ですか。 . . . . . P. 2
- Q 9 「納付の猶予」を申請したいのですが、どのような書類を提出する必要がありますか。 . . . . . P. 3
- Q 10 「納付の猶予」は何処に申請したらいいですか。 . . . . . P. 3
- Q 11 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。 . . . . . P. 3

##### (保険料の免除関係)

- Q 12 被害が甚大で、とても労働保険料を払えません。被害が大きい場合、労働保険料は免除されませんか。 . . . . . P. 3

##### (労働保険事務組合関係)

- Q 13 事務組合に委託をしている事業主ですが、委託していた労働保険事務組合が被災し、労働保険事務を行えないとの連絡がありました。どうすればいいですか。 . . . . . P. 4
- Q 14 事務組合ですが、委託を受けている事業場が被災し、すべての事業場分の労

働保険料が納付できません。どうすればいいですか。 . . . . . P. 4

## 2. 労災保険給付業務関係

- Q 1 5 今回の豪雨により事業場が倒壊し、労災保険給付請求書に事業主証明を受けることができない場合、どのようにしたらいいのでしょうか。 . . . . . P. 4
- Q 1 6 工作中に豪雨による土砂災害に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか。 . . . . . P. 4
- Q 1 7 被災地へ出張していた際、出張用務中に豪雨による土砂災害に遭い、ケガをした（死亡した）場合、労災保険が適用されるのでしょうか。 . . . . . P. 4
- Q 1 8 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地に派遣（在籍出向・転籍出向）させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。 . . . . . P. 5
- Q 1 9 休憩時間中に豪雨による土砂災害にあつて負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。 . . . . . P. 5
- Q 2 0 外回りの営業に出ていた従業員が豪雨による土砂災害で負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。 . . . . . P. 5
- Q 2 1 現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。 . . . . . P. 5
- Q 2 2 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたATMが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。 . . . . . P. 5
- Q 2 3 自宅が豪雨による被害を受け、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。 . . . . . P. 6
- Q 2 4 いつも電車で通勤していますが、豪雨による被害のため電車のタイヤが大幅に乱れているため、通常より 2 時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際にケガをした場合、通勤災害になりますか。 . . . . . P. 6
- Q 2 5 豪雨による被害で電車が止まってしまったので、4 時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。 . . . . . P. 6
- Q 2 6 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途上でケガをしました。この場合通勤災害になりますか。 . . . . . P. 6
- Q 2 7 豪雨被害によりケガをして入院している家族の世話のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。 . . . . . P. 7
- Q 2 8 合理的な経路及び方法に該当しない場合はどのようなケースですか。 . . . . . P. 7
- Q 2 9 豪雨による被害により、いつも（公共交通機関）とは違う通勤手段（バイク）

で出勤中に転倒し、負傷しましたが、通勤災害として認められますか。．．．．．	P. 7
Q 3 0 豪雨による災害が原因でアフターケア健康管理手帳を実施医療機関に提示できません。アフターケアを受診できますか。．．．．．	P. 7
Q 3 1 アフターケアを受けていた実施医療機関が患者を受け入れられない状況になっています、または、避難先で、アフターケアを受けられる実施医療機関がわかりません。．．．．．	P. 7
Q 3 2 豪雨による災害が原因で、義肢等補装具が、き損・亡失・修理不能となっ てしまいました。修理費用又は購入費用の支給を受けることはできます か。．．．．．	P. 8
Q 3 3 「年金証書」を紛失してしまったのですが、再発行できるのでしょうか。・	P. 8
Q 3 4 「年金証書」が、各種の手続きの際に必要となるということですが、どのよ うなときに必要となるのですか。．．．．．	P. 8
Q 3 5 豪雨による災害が原因で労災保険の支払に係る通知書を汚損又は滅失して しまいました。再発行は可能ですか。．．．．．	P. 8
Q 3 6 豪雨による災害が原因で労災保険に係る納入告知書を汚損又は滅失してし ました。再発行は可能ですか。．．．．．	P. 9

## 1. 適用徴収業務関係

### (申告・納期限の延長関係)

Q1 労働保険料の納期限の延長措置とは何ですか。

(答)

平成30年7月豪雨による被害にかんがみ、指定地域(※)に所在地を有する事業場等について、労働保険の申告書の提出期限、保険料等の納期限を延長するものです。

(※)

岡山県	岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(参考)

指定地域に所在地を有する労働保険事務組合と、これに労働保険事務を委託している事業場も含まれます。

労働保険料のほか、一般拠出金及び特別保険料も対象です。

Q2 いつまで延長されるのですか。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

(参考)

災害のやんだ日から2か月以内の日を定めることとされています。

なお、「災害のやんだ日」については、個々の被災の状況により個別に判断することになります。

Q3 延長後の具体的な納期限を教えてください。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

(参考)

30年度の通常時は、①第1期・全期は7月10日、②第2期は10月31日、③第3期

は1月31日となります。

Q4 労働保険事務組合ですが、延長後の具体的な納期限を教えてください。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページなどで周知を行うこととしています。

(参考)

30年度の通常時は、①第1期・全期は7月10日、②第2期は11月14日、③第3期は2月14日となります。

Q5 豪雨による被害を受けました。納期限を延長したいのですが、申請等は必要ですか。

(答)

指定地域(※)に所在地を有する事業場等については、一律に申告・納期限が延長されますので、申請等は必要ありません。

※指定地域についてはQ1をご参照ください。

Q6 指定地域以外に事業場があり、豪雨により被害を受けています。納期の延長措置は受けられますか。

(答)

- ①指定地域(※)に所在地を有する事業場、
- ②平成30年7月5日(災害発生日)において指定地域(※)に所在地を有する労働保険事務組合、
- ③同日において指定地域(※)に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している事業場

でなければ、納期限の延長措置は受けられません。

しかし、一定の条件を満たしていれば、「納付の猶予」を受けられる場合があります。

※指定地域についてはQ1をご参照ください。

### (納付の猶予関係)

Q7 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。

(答)

豪雨により事業財産に相当の損失を受け、労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請を行っていただくことにより、一定期間の納付の猶予を受けることできる制度があります。

Q8 「納付の猶予」の条件である「相当の損害」とは、どの程度ですか。

(答)

事業の経営のために直接必要な財産(事業財産)のおおむね20%以上に損失を受けた場合です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q9 「納付の猶予」を申請したいのですが、どのような書類を提出する必要がありますか。

(答)

都道府県労働局又は労働基準監督署に用意してある、「納付猶予申請書」と「被災明細書」を提出いただく必要があります。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q10 「納付の猶予」は何処に申請したらいいですか。

(答)

事業場の所在地を管轄する労働局又は労働基準監督署に必要な書類を提出していただく必要があります。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q11 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。

(答)

災害がやんだ日から2か月以内に申請いただく必要があります。

なお、「災害のやんだ日」については、個々の被災の状況により個別に判断することになりますので、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

### (保険料の免除関係)

Q12 豪雨による被害が甚大で、とても労働保険料を払えません。被害が大きい場合、労働保険料は免除されませんか。

(答)

今回の豪雨に関し受けられる措置は、労働保険料の申告・納期限の延長措置や納付の猶予措置であり、保険料は免除されません。

なお、労働保険料の納付については、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

## (労働保険事務組合関係)

Q13 事務組合に委託をしている事業主ですが、今回の豪雨で委託していた労働保険事務組合が被災し、労働保険事務を行えないとの連絡がありました。どうすればいいですか。

(答)

事務組合に委託している事業場については、被災日である平成30年7月5日に指定地域(※)に主たる事務所がある事務組合に労働保険事務処理を委託していれば、申告・納期限の延長を受けられます。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

※指定地域についてはQ1をご参照ください。

Q14 事務組合ですが、今回の豪雨で委託を受けている事業場が被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。どうすればいいですか。

(答)

事務組合は、災害発生日である平成30年7月5日に指定地域(※)に主たる事務所がある事務組合については申告・納期限の延長を受けられます。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

※指定地域についてはQ1をご参照ください。

## 2. 労災保険給付業務関係

Q15 今回の豪雨により事業場が倒壊し、労災保険給付請求書に事業主証明を受けることができない場合、どのようにしたらいいのでしょうか。

(答)

治療費や休業補償などの請求にあたって、今回の豪雨の被害により、事業主証明を受けるのが困難な場合には、証明が受けられなくても労働基準監督署で請求書を受け付けております。医療機関の証明を受けるのが困難な場合も同様となります。

Q16 工作中に豪雨による土砂災害に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか。

(答)

工作中に豪雨による土砂災害に遭い、ケガをされた(死亡された)場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。「通常」として扱っているのは、仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くためです。

Q17 被災地へ出張していた際、出張用務中に豪雨による土砂災害に遭い、ケガをした(死亡した)場合、労災保険が適用されるのでしょうか。

(答)

出張は、開始から終了まで業務遂行性(業務命令に服している状態)があるとされていますので、この間に土砂災害に遭った場合には、私的行為中などを除いて、労災保険の適用があります。

Q18 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地に派遣(在籍出向・転籍出向)させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。

(答)

お尋ねの場合では、出向先までの赴任途中の災害については、原則、出向先の労災保険が適用されます。また、出向先での勤務が始まった場合には、通常の勤務となるので業務災害や通勤災害の適用があります。なお、出向ではなく、出張として派遣されたときは、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中などを除いて、労災保険が適用されます。

Q19 休憩時間中に豪雨による土砂災害にあつて負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(答)

休憩時間中でも事業場の管理する施設(会社の建物の中など)にいる時に、豪雨による土砂災害があり被災した場合には、工作中と同じ考え方(Q16)で業務上の災害として労災保険給付が受けられます。

Q20 外回りの営業に出ていた従業員が豪雨による土砂災害で負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(答)

事業場の外で勤務しているときに豪雨による土砂災害に遭遇し、被災した場合には、その時に明らかに私的行為中でない限り、危険な環境で仕事をしていたとして業務災害と認められ、労災保険給付が受けられます。

Q21 現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。

(答)

労災の請求は、通常、事業場(会社)を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、郵送での提出も可能ですし、最寄りの監督署へ提出をご相談いただくことも可能です。

Q22 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたATMが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

(答)

お振り込み口座の変更は休業補償給付の請求書でできます。請求書に「口座変更」欄があるので、新たに希望する口座を記載して提出してください。

Q23 自宅が豪雨による被害を受け、避難所から会社へ通勤していますが、その途中でケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

豪雨による被害により避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、「住居」から会社又は会社から「住居」へ向かう際の災害は通勤災害として認められます。

Q24 いつも電車で通勤していますが、豪雨による被害のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

自宅を通常より早く出発しなければならない事情等がある場合には、所定の就業開始時刻よりもどの程度早く出発したのか、また、その必要性等も踏まえて総合的に判断し、就業との関連性が失われない合理的な範囲内の行動であれば、早めに出発した場合でも通勤として認められます。

ただし、この場合でも逸脱・中断の間及びその後の移動は原則として通勤とは認められませんので、ご注意ください。

なお、事業主の指示や命令で早く出発した場合は、通勤途上の事故であっても業務災害として扱われる可能性もあり得ます。

Q25 豪雨による被害で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

普段通勤に使用している電車等をその運行状況によって使用できずに、歩いて帰らざるを得ない状況であれば、通勤と認められます。

なお、この場合でも逸脱・中断の間及びその後の移動は原則として通勤とは認められませんので、ご注意ください。

Q26 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途中でケガをしました。この場合通勤災害になりますか。

(答)

豪雨による被害により電車が運休し、自宅に帰ることができずに会社近くのホテルに泊まった場合には、宿泊したホテルを「住居」と認められます。したがって、翌日、会社に勤務のため向かう行為は通勤と認められます。

なお、この場合でも逸脱・中断の間及びその後の移動は原則として通勤とは認められませんので、ご注意ください。

Q27 豪雨被害によりケガをして入院している家族の世話のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。

(答)

入院している家族の症状や、病院から通勤を行っていることの継続性等を総合的に判断し、必要性が認められる場合には、家族の世話のために病院で寝泊まりをし、その病院から会社へ行く際のケガは通勤災害として認定されます。

Q28 合理的な経路及び方法に該当しない場合はどのようなケースですか。

(答)

特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなる経路を通る場合や、通行が禁止されているような経路を通る場合など、一般的な労働者が用いないであろう経路や交通手段を取った場合は合理的な経路及び方法に当たらず、通勤災害として認められない可能性があります。

ただし、緊急時など、やむ得ない事情のため遠回りをせざるを得ない場合等はその事情等を総合的に判断し、通勤災害として認定される可能性があります。

Q29 豪雨による被害により、いつも（公共交通機関）とは違う通勤手段（バイク）で出勤中に転倒し、負傷しましたが、通勤災害として認められますか。

(答)

自宅から会社等の就業の場所までの通勤が合理的な経路・方法によっている場合は、通常使用している交通手段以外でも通勤災害と認められることがあります。

また、やむ得ない事情により遠回りせざるを得ない場合等についても通勤災害として認定されます。

Q30 豪雨による災害が原因でアフターケア健康管理手帳を実施医療機関に提示できません。アフターケアを受診できますか。

(答)

氏名、生年月日及び対象傷病名をお伝えいただければ、アフターケアを受診することができます。

なお、アフターケア健康管理手帳をなくした場合などは、健康管理手帳を再交付することができますので、所管の都道府県労働局の労災補償課にお問い合わせください。

Q31 アフターケアを受けていた実施医療機関が患者を受け入れられない状況になっています、または、避難先で、アフターケアを受けられる実施医療機関がわかりません。

(答)

実施医療機関をご案内いたしますので、最寄りの都道府県労働局の労災補償課にお問い合わせください。

Q32 豪雨による災害が原因で、義肢等補装具が、き損・亡失・修理不能となりました。修理費用又は購入費用の支給を受けることはできますか。

(答)

豪雨による災害が原因で、義肢等補装具が、き損・亡失・修理不能となった場合には、修理費用又は購入費用の支給を受けることができますので、所管の都道府県労働局の労災補償課にご相談ください。

Q33 「年金証書」を紛失してしまったのですが、再発行できるのでしょうか。

(答)

「年金証書」を紛失したり、著しく破損したときは、速やかに年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ「年金証書再交付申請書」を提出して再交付してもらってください。

なお、後で紛失した「年金証書」が見つかった場合、その見つかった「年金証書」を返納していただくことになります。

Q34 「年金証書」が、各種の手続きの際に必要となるということですが、どのようなときに必要となるのですか。

(答)

次の場合に「年金証書」が必要となります。

- ・ 年金の支払いを郵便局の窓口において現金で受け取る時
- ・ 所在不明により、遺族(補償)年金の支給が停止されていた受給権者が、支給停止の解除申請をする時
- ・ 傷病(補償)年金受給権者が、最初の療養の給付を受けようとする時、または、療養の給付を受けている指定病院等を変更する時
- ・ 年金を受ける権利が消滅した時
- ・ 氏名を変更した時
- ・ (独)福祉医療機構から労災年金担保貸付を受けるとき

Q35 豪雨による災害が原因で労災保険の支払に係る通知書を汚損又は滅失してしまいました。再発行は可能ですか。

(答)

再発行に代えて労災保険の支払に係る通知書の内容を記載した証明書を発行することができます。

発行に必要な様式は労働局及び労働基準監督署に備え付けています。詳しくは、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q36 豪雨による災害が原因で労災保険に係る納入告知書を汚損又は滅失してしまいました。再発行は可能ですか。

(答)

納付書等の発行が可能な場合があります。詳しくは、都道府県労働局へご相談ください。